

平成 21 年度庭野平和財団助成金事業
「先住民族の権利法」制定の意味についての理解促進プロジェクト 報告書

開発と権利のための行動センター
2010 年 9 月 10 日

＜報告書の概要＞

「先住民族の権利確立に向けて－先住民族法についてのワークショップ」

2009 年、グアテマラの先住民族諸組織（CONIC、Moloj、Defensoria Maya）と人権団体である CALDH によって「先住民族法」の法案が作成され、4 月 22 日議会で提出された。これに伴って、4 つの組織では議員への働きかけを進めるとともに、先住民族諸組織や地域の住民組織への広報・啓発活動を進めてきた。

開発と権利のための行動センターでは、「庭野平和財団」の助成金を利用して、CONIC とともに先住民族法について各地でワークショップを開催した。2009 年 8 月 6 日に首都で CONIC のリーダーを対象に開催したのを皮切りに、8 月 27 日にチキムラ県の Chol'ol 民族組織、9 月 9 日にはアルタ・ベラバス県、9 月 24 日（及び 2010 年 7 月 21 日）にサン・フアン・サカテペケス、11 月 19 日にはサン・マルコス県の先住民族組織である Ajchimol とワークショップを行った。

法案策定プロセスにおいて、もっとコミュニティとの協議を進めるべきであったという声もでていたが、この法案をきっかけに、先住民族の権利を確立するためにどのような法律が必要なのかについて議論が深まり、今後の法案審議に向けて重要な一歩となった。

このテーマについては、今後の現地での進展を見守りつつ、今後の支援を検討していきたいと考えている。

＜活動の目的＞

中米に位置するグアテマラは、中南米諸国の中でも先住民族人口が多い国であり、人口の半数以上を占めている。しかし国内での先住民族に対する差別、社会的排除は現在でも続いており、先住民族の人間的な開発のためには、先住民族の権利の確立が不可欠である。そこで先住民族の権利に関する法律を制定することが求められている。

これはグアテマラも批准している国際労働機関（ILO）の第 169 号条約を適切に履行し、「先住民族に対する協議」を実施するにあたって不可欠な手続きである。特にこの協議の手続きについて規定する法律が定められていないことが様々な土地や自然資源を巡る様々な紛争の一因ともなっている。また 1986 年の民政移管に伴って定められたグアテマラ国憲法においても、先住民族共同体に関する法律を定めることが記されているにもかかわらず、20 年以上にわたって定められていないという事実が大きな問題となっている。

また国連総会で採択された先住民族の権利に関する国連宣言や中南米諸国で先住民族の権利を明確に記した憲法が各国で制定されるという流れも踏まえ、グアテマラでも早急に「先住民族の権利法」を定めようという動きが盛り上がりつつある。こうした状況の中で、グアテマラでの協力団体である複数の先住民族組織から「先住民族の権利法」制定のために、既に作成した法案を元に、世論を喚起するとともに、先住民族の権利について国民的な理解を深めるための活動への支援を要請された。

当会でも上記のような状況の中で、グアテマラの先住民族の人々の権利を擁護し、開発を支援するためには「先住民族の権利法」の制定が不可欠であると考え、支援していくために今回のプロジェクトを実施することとした。

<活動の概要>

以下の成果を得るために、先住民族組織のリーダーやコミュニティのリーダーに対して、先住民族法の必要性についてワークショップを開催すること。

- グアテマラ国内の先住民族組織やコミュニティが、「先住民族の権利法」制定の必要性について理解を深める。
- 先住民族組織やコミュニティにおいて「先住民族の権利法」の内容についての議論が深まる。
- 「先住民族の権利法」に対する先住民族組織やコミュニティの声が、様々なメディアを通じて国会議員に届けられる。

当初計画では、協力団体とともに、6回の勉強会、2回の公開討論会を、延べ250人を見込んで実施する計画であった。しかし助成金額が半減したことに伴い、回数を減らし、延べ参加者数を150名程度と想定して、計画の見直しを行った。

また当初は、研修・普及用のマテリアルを作成する予定だったが、プロジェクト実施時期には、現地協力団体側で資金を入手して、既にマテリアルを作成していたので、それを利用して研修を実施した。

現地協力団体

CALDH：人権組織

MOLOJ：先住民族女性の政治参加促進を目的とした団体

DEMA：先住民族の権利擁護のための組織

CONIC：先住民族、農民組織

Ajchimol：サンマルコス県で活動する先住民族組織

<活動内容>

ワークショップ実施回数等の要約

実施日	場所	参加人数	内容
2009/8/6	グアテマラ・シティ	50	CONICの地方普及員を対象に先住民族法についてのワークショップを開催
2009/8/27	チキムラ	45	チキムラ県の先住民族組織（Defensoria Chorti）と協力しての、先住民族法に関するワークショップ
2009/9/29	アルタ・ベラパス	20	アルタ・ベラパス県でCONICに参加するコミュニティのリーダーを対象とした、先住民族法についてのワークショップ
2009/9/24	サン・フアン・サカテペケス	95	グアテマラ県のサン・フアン・サカテペケスにおいて、コミュニティのリーダーや先住民族女性組織などと協力しての、先住民族法についてのワークショップ
2009/11/19	サン・マルコス	50	サンマルコス県のコミュニティのリーダーや地域の先住民族組織9団体の参加を受けて、先住民族法についてのワークショップ
2010/7/21	サン・フアン・サカテペケス	30	サン・フアン・サカテペケスの女性リーダーを対象とした先住民族法についてのワークショップ
実施回数	計 6回		
延べ参加者数		290	

＜活動の成果＞

グアテマラ各地において、先住民族法についてのワークショップを開催することができた。

回数は6回、延べ参加者数は290人にのぼり、当初計画を越える参加を得ることができた。

それぞれの開催地では、その地域で活動するローカルな先住民族組織の参加の上で、先住民族法についての議論を行うことができた。

活動の結果、次の2点については達成できたと考える。

●グアテマラ国内の先住民族組織やコミュニティが、「先住民族の権利法」制定の必要性について理解を深める。

●先住民族組織やコミュニティにおいて「先住民族の権利法」の内容についての議論が深まる。

法案の策定プロセスにおいて協議を行ったコミュニティにおいては、最終法案がどうまとまったか、その後の進展の説明、またこれらの動きに関する意見交換が行われた。また議論の中では、先住民族の権利が尊重されていない、様々な権利が侵害されているという状況が確認されるとともに、コミュニティの住民への更なる働きかけが必要だという声が出された。

更に地域内で先住民族法についてより広く情報を共有するとともに、議会や政府に対して働きかけていく必要性が提起された。一方、法案の参加プロセスがより開かれたものであるべきであったとの声もあった。

しかしながら次の点については十分な成果を上げることはできなかった。

●「先住民族の権利法」に対する先住民族組織やコミュニティの声が、様々なメディアを通じて国会議員に届けられる。

一つには限られた予算の中で、地域の先住民族組織やコミュニティのリーダーを対象として、先住民族法についての理解を深めるための活動を中心に行ってきたことによるが、現状ではマス・メディアではなかなか取り上げてもらえないという状況がある。

8月17日に先住民族組織などは、首都で大規模なデモ行進を行ったが、要求項目の一つとして先住民族法の採択も含まれていた。現時点においては、国会議員や行政府に対して声を届けるには、憲法上認められているこうしたデモ行進などの手段が最も確実なものとなっている。

＜今後の課題＞

この先住民族法は2010年8月現在でも議会で審議中であり、先住民族組織はその早期成立を求めて、議会にも働きかけを強めている。国会の議長も、先住民族法案、先住民族との協議に関する法案、農村開発法などが優先度の高い法案であることを認めている。

しかし8月20日に計画されていた先住民族組織の代表と議員団との会合が取りやめになるなど、議員側の対応はまだ定まっていないようである。

法案の採択のためには、国会議員への働きかけを強めるとともに、今回のような地域のリーダーへの啓発活動を通じて、世論の声を高めていく必要がある。特にマス・メディアにおいて、こうした法案について報道されない国では、集会などによる地道な働きかけが不可欠である。また長期的には、先住民族の政治参加、先住民族出身の国会議員が増えていくことが不可欠であろう。

地域のレベルでは、住民の多数がこの法案を理解し、自分のものとし、制定されるよう働きかけ、制定された法を守らせるように働きかけられるよう取り組んでいくことも必要である。

先住民族に対する権利の侵害、特に先住民族の精神性に基づいた自然との関係性や生活様式、慣習などを無視した自然資源開発プロジェクトによる深刻な紛争（地域対企業、地域対地方行政府、地域内の分裂）は続いている。反対する住民が脅迫され、殺害されるという事件もまだ続いている。先住民族法の制定によって、協議や地域住民の参加などの法的枠組みを確立していかなければ、今後も新たな紛争を呼ぶことは確実であろう。

今回のプロジェクトで行ったように、法制定プロセスに先住民族自身が広く参加して、制定を進めることは、多民族国家として権利を尊重しあう、平和な社会の実現に不可欠であり、今後も継続して取り組んでいく必要がある。



中止となってしまった議員団との会合に集まった先住民族組織のリーダー(2010/8/20)



サンマルコス県でのワークショップの様子(2009/11/19)



アルタベラパス県でのワークショップの様子(2009/9/29)

ワークショップで発言する女性





サン・ファン・サカテペケスでのワークショップ(2009/9/24)



チキムラでのワークショップ (2009/8/27)